

## 別表六の二（十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第68条の13第1項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和4年改正前の令和2年改正前措置法（以下「旧令和2年改正前措置法」といいます。）第68条の13第1項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「認定事業者に関する事項」の各欄は、旧令和2年改正前措置法第68条の13第1項又は令和4年改正法附則第64条第2項若しくは第3項（第12条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用

する令和2年改正前措置法第68条の13第1項の規定の適用を受ける場合には記載を要しません。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、令和2年改正前の法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。

4 「差引改定取得価額10」は、令和2年改正前措置法第68条の13第1項又は旧令和2年改正前措置法第68条の13第1項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、

$$\text{「差引改定取得価額}_{10}\text{」} \\ 20\text{億円} \times \frac{\text{(8)} - \text{(9)}}{\text{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」にその合計額その他参考となるべき事項を記載します。